

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
8月12日
(金曜日)

目次

告示

保安林指定の解除(萩市)(森林整備課).....一

道路の区域の変更(道路整備課).....一

道路の供用の開始(道路整備課).....二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....二

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....三

土地改良区役員届出(農村整備課).....三

土地改良事業の工事の完了届出(農村整備課).....三

基本測量の実施(監理課).....四

公共測量の実施(監理課).....四

選管告示

政治団体の名称等.....四

政治団体の異動事項.....四

解散等に係る政治団体の名称等.....五

資金管理団体の異動事項.....五

山口県告示第四百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。



平成十七年八月十二日

山口県知事 二井 関成

- 解除に係る保安林の所在場所
萩市大字椿東字奈古屋一八九の三二・一八九の二一七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
 - 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成十七年八月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十二日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 豊田栗野港線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市豊田町大字奈路字かしのみ 谷九四一の一地从先から 同市豊田町大字奈路字 の一地先まで 同字九四三	最狭 二六・三	最狭 二四・八	五九・〇	五九・〇	道路改良工 事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 俵山長門古市停車場線

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
防府市大字大崎字友光三六八の二地先から同市大字字信定一九六の一地先まで	旧	最狭 一六・〇〇 最広 三五・〇〇	三一九・〇	
防府市大字大崎字信定一九六の一地先から同市大字高井字秋丸二九二の一地先まで	旧	最狭 五三・〇五 最広 五三・〇五	八六六・〇	一般国道二六二号の道路区域(重用)
防府市大字高井字秋丸二九二の一地先から同市大字高井字秋丸二九二の一地先まで	新	最狭 一六・〇〇 最広 三〇・二〇	一、〇〇二・一	
防府市大字高井字秋丸二九二の一地先から同市大字高井字秋丸二九二の一地先まで	新	最狭 二二・三五 最広 四〇・三五	四五三・〇	一般国道二六二号の道路区域(重用)
防府市大字高井字秋丸二九二の一地先から同市大字高井字秋丸二九二の一地先まで	新	最狭 五三・〇五 最広 五三・〇五	八六六・〇	一般国道二六二号の道路区域(重用)
防府市大字高井字秋丸二九二の一地先から同市大字高井字秋丸二九二の一地先まで	新	最狭 一六・〇〇 最広 三五・〇〇	三四九・〇	終点の変更による。
防府市大字大崎字友光三六八の二地先から同市大字字信定一九六の一地先まで	旧	最狭 四二・三五 最広 四二・三五	四五三・〇	一般国道二六二号の道路区域(重用)

道路の種類 県道
路線名 大内右田線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長門市依山字成重六四八の一の地先から同市依山字瀬戸六二八〇地先まで	新	最狭 一四・二四 最広 四二・二四	七五八・〇	道路改良工事の完了による。
長門市依山字成重六四八の一の地先から同市依山字瀬戸六二八〇地先まで	旧	最狭 二四・七〇 最広 二四・七〇	七五八・〇	

道路の区域

山口県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十七年八月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十二日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
豊田粟野道	下関市豊田町大字空路字かしのみ谷九四一の一地先から同市豊田町大字空路字 同字九四三の一地先まで	平成十七年八月十三日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 長門古道 依山長門古道 市停車場線	長門市依山字成重六四八の一の地先から同市依山字瀬戸六二八〇地先まで	平成十七年八月十三日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
大内右田線	防府市大字大崎字鉢田三三七の一地先から同市大字高井字高戸八三五の一地先まで	平成十七年八月十三日



(四三七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年九月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成十七年七月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 ふれあいの家鴻の峯
代表者の氏名 杉山 節子
主たる事務所の所在地 山口市大字朝田九四一番地の一
- 三 定款に記載された目的
障害者基本法の基本理念に基づき、住み慣れた地域での安心した暮らしを実現することを軸に精神保健福祉の普及及び啓発事業等を行い、もって精神障害者福祉の施策の充実に寄与すること。

(四三八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年四月一日山口県公告(一九七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年八月十二日から同年九月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 レッド・キャベツ山の田店
所在地 下関市山の田本町一番九号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四三九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十七年八月十二日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員	土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
	柳井市新庄土地改良区	理事	志熊 照夫	柳井市新庄二六六七
		理事	梶原 武司	二二九九三の四
		理事	岡田 岩雄	一七八九
		理事	原田 知郎	八二八の三
		理事	海田 博之	一一三六
		理事	和佐本 朗	二二二二
		理事	行友 正明	四五〇の二
		理事	山本 利雄	三九一

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
柳井市新庄土地改良区	理事	志熊 照夫	柳井市新庄二六六七
	理事	木村 壽男	一五五六の五
	理事	岡田 岩雄	一七八九
	理事	高石 克己	一八一
	理事	海田 博之	一一三六
	理事	和佐本 朗	二二二二
	理事	行友 正明	四五〇の二
	理事	山本 利雄	三九一

(四四〇) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十七年八月十二日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期

長門市 堂田地区 平成一五、一二、二六 平成一七、六、一七
 ため池の整備
 阿知須町 焼野地区 平成一四、九、四 平成一五、三、二七
 ため池の整備

(四四一) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成十七年八月十二日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(二千五百レベルGIS基盤情報修正)

二 作業の地域

柳井市及び周南市

三 作業の期間

平成十七年八月十五日から平成十八年三月三十一日まで

(四四二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
 第一項の規定により、防衛施設庁広島防衛施設局長から次のとおり公共測量を実施する
 旨の通知がありました。

平成十七年八月十二日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(施設測量)

二 作業の地域

山口市大字宮野下

三 作業の期間

平成十七年七月一日から同年九月三十日まで



山口県選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が
 あつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年八月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(届出年月日)
秋芳の未来をひらく会	山中 佳子	杉山 博史	美禰郡秋芳町大字秋吉4948		平成17、7、1

山口県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が
 あつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十七年八月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(届出年月日)
		新	旧	
自由民主党菊川支部	会計責任者 事務所	武野 年弘 下関市菊川町大字田部841	中村 博 豊浦郡菊川町大字上岡枝1452	平成17、7、25
自由民主党山口県電気通信支部	"	吉敷郡小郡町大字上郷1681の36	山口市松美町2番50号	" 8
自由民主党油谷支部	"	長門市油谷伊上2582	大津郡油谷町大字伊上2582	" "
日本共産党山口県北南地区委員会	名称	日本共産党山口県北南地区委員会	日本共産党山口県南地区委員会	" "

一會広信後援会	代表者	五島 博	下瀬 俊夫	
	事務所	安部 勝彦 山陽小野田市 大字厚狭37の 17	山縣 勉 厚狭郡山陽町 大字厚狭37の 17	" " 28
栄山会	代表者	" "	" "	" " 22
合志栄一後援会	代表者	" "	" "	" " "
さいき勝治後援会	代表者	山陽小野田市 大字小野井 1031の2	厚狭郡山陽町 大字山野井 1031の2	" " 4
佐鹿博敏後援会	代表者	畦森 孝	畦森 薫輝	" " 1
佐村征三郎後援会	代表者	山陽小野田市 石井手1丁目 15番3号	小野田市石井 手1丁目15番 3号	" " 19
藤田忠夫後援会	代表者	宇部市寿町2 丁目8番6号	宇部市浜町2 丁目6番4号	" " 4
右田芳雄後援会	代表者	" "	吉敷郡小郡町 大字下郷2278 の5	" " 27
山口県民社協会	代表者	浅井 繁勝	松原 守	" " 5

山口県選挙管理委員会告示第百六号

地方選挙不正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による開封
 があった選挙等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年八月十二日

山口県選挙管理委員会 選挙 田 邊 昭

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	解散 年月日
日本共産党山口県周陽 地区委員会	五島 博	魚永 智行	周南市西松原4丁目2番29号	平成17、 4、6
阿武郡の未来を創る会	小河 啓祐	渡田 治巳	萩市大字下小川1991	" 7、15
藤本千代子後援会	長松 豊	谷本 文刀	美祢市伊佐町伊佐3413の3	平成15、 5、30

山口県選挙管理委員会告示第百七号

地方選挙不正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第三項の規定による開封
 があった選挙等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年八月十二日

山口県選挙管理委員会 選挙 田 邊 昭

全管理団体 の届出事項の 異動の届出を した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動 事項	異 動 内 容		備 考 出 日 (届 年 月)
				新	旧	
合志 栄一	山口市長	栄山会	事務所	山口市赤妻 町3の20	山口市大字 吉敷3271の 4	平成17、 7、22
藤田 忠夫	宇部市長	藤栄会	"	宇部市寿町 2丁目8番 6号	宇部市浜町 2丁目6番 4号	" " 4

平成十七年八月十二日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）